

♣ 事業用資産の売却

Q : 私は個人事業を営んでいます。事業用の車をこのたび売却したところ、利益が出ました。この売却益はどのように取り扱われるのですか？

A : 総合課税の譲渡所得となります。

【解説】

資産の譲渡による所得は、原則として譲渡所得となり、土地・建物等や車両、機械、船舶、特許権、一定の有価証券、書画・骨董などがその対象(金銭債権は対象となりません)となります。

譲渡所得には、総合課税と分離課税がありますが、分離課税は、土地や建物、株式等に限定されていますので、ご質問の事業用の車にかかる譲渡益は、総合課税の譲渡所得として課税されることとなります。

譲渡所得の計算は、まず、譲渡益から特別控除の50万円を控除して、その控除後の金額(所有期間が5年超の長期譲渡所得の場合には、その2分の1)を他の所得と合算したうえで、所得税率を乗じて計算します。

なお、次の資産の譲渡は、譲渡所得ではなく、事業所得、雑所得、山林所得となります。

① 棚卸資産

事業所得者の場合・・・事業所得

事業所得者以外の場合・・・雑所得

② 山林

山林所得ただし、保有期間が5年以内の伐採譲渡等は、事業所得又は雑所得

